

今後の感染拡大防止対策等について

1 目的

本日開かれた北海道の対策本部会議において、札幌市を「まん延防止等重点措置」の措置区域に指定（実施期間：8月2日（月）～8月31日（火））されたことなどを受け、札幌市においても、北海道の取組に加え、以下の感染拡大防止策等に取り組むことにより、市民生活の安全・安心の確保を図る。

2 札幌市の取組

(1) 市民への呼びかけ

- ・ 飲食店の夜間利用の自粛、感染防止の啓発、不要不急の来庁自粛の内容に応じて、街宣を行うエリアの拡大やチラシ・ポスターの掲出を増やすなど、広報媒体を増強して実施〔強化〕
- ・ 大通公園・創成川公園において、警備員による個別の声掛け、ベンチへの注意喚起表示に加え、園内スピーカーや看板等による注意喚起を実施〔強化〕

(2) 市有施設

原則休館。ただし、市民の健康維持や子どもの健全な成長促進の観点などから、特に必要な施設については開館〔強化〕

(3) 事業者関係

市内の主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などの午後8時以降の夜間消灯の協力依頼〔強化〕

(4) 交通事業者関係

札幌市営地下鉄・路面電車終電時刻の繰上げ〔新規〕

(5) 学校関係

- ・ 市立学校における修学旅行等の見合わせ〔新規〕
- ・ 市内の大学・短期大学に対し、オンライン授業の活用やクラスを分割した授業の実施を働きかけ〔継続〕

営業時間短縮等の要請に応じる飲食店等への協力支援金について

1 要請の趣旨

札幌市内の感染状況は、感染力が強いデルタ株への置き換わりが進み、新規感染者数や入院患者数の増加が続いている。そこで、更なる感染拡大を防止し、感染状況の抑え込みを図るため、北海道知事がまん延防止等重点措置に基づき、8月2日から市内全飲食店等に対する営業時間短縮等を要請するもの。

2 要請の概要

(1) 要請期間

○令和3年8月2日(月)から令和3年8月31日(火)まで (30日間)

(2) 対象施設 札幌市内の飲食店・カラオケ店・結婚式場

(3) 要請内容

○営業時間の短縮

- 営業時間は、「午前5時から午後8時」まで
- 酒類提供は、終日自粛

○その他、都道府県知事が定める事項

(4) 協力支援金

○支援金額/1店舗1日当たり

	変更前 (7月26日から8月1日)	変更後 (8月2日から8月31日)
中小企業	2万5千円から7万5千円 (売上高の3割をもとに計算)	<u>3万円から10万円</u> (売上高の <u>4割</u> をもとに計算)
大企業	20万円又は前年度もしくは前々年度 売上高の3割が上限 (売上高の減少額の4割をもとに計算)	<u>上限20万円</u> (売上高の減少額の4割をもとに計算)

中小企業は、大企業と同じ計算方法も選択可

○支援金対象期間

原則、令和3年8月2日(月)から令和3年8月31日(火)まで
(遅くとも8月5日(木)から要請に応じていただくことが必要)

3 要請期間と申請受付期間

要請期間	申請受付期間
4月27日から5月11日	5月12日から8月31日
5月12日から5月31日	6月1日から8月31日
6月1日から6月20日	6月21日から8月31日
6月21日から7月11日	7月12日から8月31日
7月12日から7月25日	7月26日から8月31日
7月26日から8月31日	※調整中

※支援金の先払いについて、北海道と実施に向けて調整中

地下鉄・路面電車の終電繰り上げ等について

札幌市への「まん延防止等重点措置」の適用に伴う北海道からの要請により、地下鉄・路面電車について、終電時間の繰り上げ等を実施する（先般5月12日から7月11日まで実施していた終電繰り上げと同様の対応）。

1 終電時間の繰り上げについて

(1) 地下鉄

地下鉄全線において終電時間を概ね30分繰り上げる。

		終電時間		運休便数
		変更後	(参考)変更前	
南北線	真駒内駅発	23:32	24:00	3便
	麻生駅発	23:35	24:00	3便
東西線	新さっぽろ駅発	23:30	24:00	3便
	宮の沢駅発	23:32	24:00	3便
東豊線	福住駅発	23:29	24:00	3便
	栄町駅発	23:30	24:00	3便

(2) 路面電車

路面電車の運行業務を担う（一財）札幌市交通事業振興公社において、地下鉄と同様に、終電時間の繰り上げ（概ね20分）を行う。

	終電時間		運休便数
	変更後	(参考)変更前	
すすきの外回り発	23:06	23:25	1便
西4丁目内回り発	23:06	23:25	1便

(3) 実施日

地下鉄・路面電車とも8月5日（木）から

2 主要駅での検温装置の設置について（継続）

さっぽろ駅・大通駅にある全ての改札口（合計13箇所）において、自立式検温装置（手指消毒液付き）の設置を継続する。

3 事前周知について

終電時間の繰り上げの実施により、エッセンシャルワーカー等への影響が懸念されることから、駅構内へのポスター掲示やホームページへの掲載などにより、利用者への事前周知を行う。